

平成 21 年 10 月 29 日  
株式会社 七十七銀行

## 東北産米を担保とした動産担保融資（A B L）の実行について

株式会社七十七銀行（頭取 鎌田 宏）では、宮城県信用保証協会の流動資産担保融資保証制度（以下「A B L保証制度」）を活用し、株式会社東穀（柴田郡村田町、代表取締役 長濱 洋平氏、以下「当社」）に対して、東北産米穀類を担保とした動産担保融資（以下「A B L」）の運転資金枠を設定し、融資を実行しましたので下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. A B Lの概要

不動産担保や個人保証に過度に依存しない融資として注目されているもので、お取引先が保有する動産の資産価値に着目し、従来資金調達に未活用であった棚卸資産や売掛金等を担保として融資を行う手法です。

#### 2. 本件融資の概要

宮城県信用保証協会が取扱う A B L保証制度を利用し、当社の東北産米穀類を担保として取得、融資枠の設定により、当社の資金ニーズに対して、機動的かつ安定的な対応を行い、資金調達の円滑化・多様化を図るものです。

#### 3. 当社の概要等

当社は、主に若い年齢層の米生産農家向けに自社企画の農業経営セミナーを開催する等の手法にて、地元農家と独自のルートを確立。契約農家との間で直接、米穀類を一時金として現金で買い取り、選別、検査、保管、卸売等の業務を行なっています。特に「食の安全」に配慮したトレーサビリティ（生産履歴、流通、販売の流れが確認できる）にかかる情報提供の充実等より、他社との差別化を図っています。

そうした状況下、新米や早期米の仕入時期に発生する当社の在庫資金に対して、安定的な資金調達手段を確保するために、本件による融資枠の契約締結に至ったものです。

#### 4. 当行のABLへの今後の取組み

当行は、地元企業の円滑な資金調達を支援するとともに、お取引先の多様化するニーズにお応えするために、今後ともABLへの取組みを一層充実してまいります。

以 上